

令和元年度 沼宮内高等学校教職員 働き方改革アクションプラン

～働きがいを感じ、ワークライフバランスがとれている職場の実現～

沼宮内高等学校では、「岩手県教職員働き方改革プラン」に基づき、以下の取組により、「学校における働き方改革」を推進します。

1 現状

- ・ 時間外勤務が月平均80時間を超える教員が5%いる。その原因は、休日の部活動指導や大会引率が主である。
- ・ 活動の活発な部活動顧問など、一部教職員に業務が集中している。
- ・ 週休日の部活動指導等の振替が活用されていない。
- ・ 年次有給休暇は、比較的取りやすい環境にある。(他の教職員の理解等)
- ・ 業務の見直しや改善についての教職員の肯定的な評価は約74%
- ・ 教職員数が少ないために、教職員の業務内容が多岐にわたる。

2 目指す姿

- ・ 本校の生徒一人ひとりがいきいきと学校生活を送り成長するために、教職員が心身ともに健康な状態で生徒に向きあうことができる。
- ・ 業務に関する合意形成のプロセスを明確にし、教職員が一体となって遂行することで多忙感を解消するとともに達成感が得られる職場である。
- ・ 個々の教職員が適切なワークライフバランスを維持することにより、業務を推進し生徒に向きあう活力にあふれる心身の状態を保つ。
- ・ 管理職や同僚に気軽に相談や提案ができるような職場環境であること。

3 取組内容

(1) 教職員の負担軽減

- ・ 長時間勤務の解消に向け、正確な勤務実態の把握をすすめて問題点を明らかにし、解消のための方策を検討する。
- ・ 管理職は校内分掌の適切な配置を行う。また、分掌主任との緊密な連携により分掌内での業務分担を適切に行う。
- ・ 学校全体及び分掌内で情報共有や合意形成を丁寧に行い、一致して業務を推進する。(止められないか、減らせられないか、変えられないか)
- ・ 部活動指導員の配置の積極的な活用をすすめて顧問の負担軽減に努める。
- ・ 教職員が本来業務に専心できるよう、PTA等の協力を得る。
- ・ 本校の学校経営方針に基づき、慣例にとらわれず、業務の精選を図る。

(2) 教職員の健康確保等

- ・ 心身の不調を感じた場合は、軽微な段階で適切な対応を取ることを常日頃から推奨する。
- ・ 振替や年次有給休暇等を活用できるような環境を整備する。
- ・ 各種検診やサポート事業の周知を徹底し、活用を勧める。
- ・ 各個人の健康確保、自己管理が他の教職員の負担増の防止や生徒の指導の充実につながり、最終的には学校運営の成否に関わるという意識を持つ。

4 目標

- (1) 月80時間を超える時間外勤務を行う教職員→0人
- (2) 月60時間を超える時間外勤務を行う教職員→10%以内
- (3) 時間外勤務が月80時間を超える教職員については、できるだけ当該の月に、80時間を超過する時間以上の振替あるいは年次有給休暇を取得し、休養に努める。
- (4) 1日単位の年次休暇を5日以上とる教職員→100%

岩手県教職員働き方改革プラン(H30.6.19策定 県教委)

【策定趣旨】

教職員の負担軽減が一刻の猶予も許されない喫緊の課題であるとの認識の下、強い決意で対策に取り組み、教職員が授業や授業準備等に集中し、健康でいきいきとやりがいをもって子どもたち一人一人に向き合うことができる時間を確保。

【取組の方向性】

「教職員の負担軽減」、「教職員の健康確保等」の2本の柱により、取組を推進(H30は新規予算事業を含む22の具体的取組を推進)

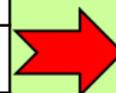
【プランの期間】

平成30年度(2018年度)～2020年度までの3カ年度(緊急的かつ重点的に対策を講じるもの。)

【プランの目標】

- (1) 業務への充実感や安心感の向上
- (2) 県立学校における長時間勤務者の割合の削減

時間外勤務	取組期間	
	H30(2018)年度	2019・2020年度
80時間以上(月)	(対前年度) 3割減	(対前年度) 3割減
うち100時間以上(月)	(対前年度) 半減	ゼロ



「<2021年度以降できるだけ速やかに>
長時間勤務
ゼロ」